

居住制限区域（富岡町）において建築資材、金物等の販売業を営む申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故前に仕入れの際に利用していた運送会社の運送範囲が縮小したこと等を考慮し、平成30年4月分から平成31年3月分までの申立会社の車両による商品仕入れのための燃料費相当額が、5割の限度で賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記所定の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

営業損害（追加的費用）

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月末日

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金13万9470円（内訳は次のとおり）の支払義務があることを認める。

（内訳）

営業損害（追加的費用） 金13万9470円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償

紛争解決センターに交付する。

令和2年7月30日

(仲介委員 山田 昭)